様式第五号の五(第三条の五関係)

(表　　面)

※※整理番号　第　　号			
※経由町村名	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※町村提出　令和　・　・　第　　号	※町村再提出　令和　・　・　第　　号

児　童　扶　養　手　当　所　得　状　況　届

①証書番号	第　　号	②氏名		③住所	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

④	平成・令和　年分所得		⑤　請求者		⑥　配偶者		⑦　扶養義務者		
	氏　名								
⑧	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋺特定扶養親族の数㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人 (㋑　人) (㋺　人) (㋩　人)		人 (　人)		人 (　人)		人 (　人)
⑨	⑧以外で前年の12月31日において請求者によつて生計を維持していた児童		人						
所得額	⑩児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額		円	※　円	円	※　円	円	※　円	円	※　円
	⑪児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額		円	円						
		母又は父に対し支払われた額	円	円						
		母又は父に対し支払われた額の8割相当額　A	円	円						
		児童に対し支払われた額	円	円						
		児童に対し支払われた額の8割相当額　B	円	円						
		合　計　A+B	円	円						
控除	⑫障害者控除		障人 特人	円	障人 特人	円	障人 特人	円	障人 特人	円
	⑬寡婦控除・ひとり親控除(請求者が母又は父の場合は控除しない。)、勤労学生控除等		寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円		寡・ひとり・勤 円	
	⑭雑損控除		円	円	円	円	円	円	円	円
	⑮医療費控除		円	円	円	円	円	円	円	円
	⑯小規模企業共済等掛金控除		円	円	円	円	円	円	円	円
	⑰配偶者特別控除		円	円	円	円	円	円	円	円
	⑱地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)		円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除				円		円		円		円
⑲控除後の所得額				円		円		円		円
所得制限限度額		全部支給		円		円		円		円
		一部支給		円						

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事(福祉事務所長)
市町村長(福祉事務所長)　殿

氏　名

※審査	支給停止の状況	前年度	今年度	
		支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止	
	本年又は前年の被災の有無	有(　　)・無 令和　・　・	その他の事項	
	上記のとおり、相違ありません。 令和　　年　　月　　日 町村長　　印			

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではつきりと書いてください。

（裏　　面）

注意

1　この届けは、請求をした日からその年の10月31日までの間に出してください。この期間中に提出がない場合には、手当の支払が差し止められることがあります。

2　①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。

3　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

4　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

5　⑨の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

6　⑩の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

7　⑪の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。

8　⑬の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

9　この届けに添えなければならない書類が必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

10　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。